

ブラジル人住民の増加に伴う地域の取り組み

—自治会長の取り組みからみえるもの—

Brazilian Residents and Community Activities of the Community Organizer

浅田 秀子 (Asada, Hideko)

Today, the number of Brazilians who live in Japan has dramatically increased and has changed the composition of foreigners in Japan. It has also altered the activities of community organizations where many Brazilians live. Since their living conditions are not fully recognized at the government level, local residents (Brazilians as well as Japanese) have to deal with new types of problems and difficulties. This paper examines how a community organizer tries to deal with these problems. It also intends to point out what is needed to be done at the government level in order to provide both Japanese and Brazilian residents with comfortable living environments.

はじめに

近年、日本における外国人居住者が増加する中、彼らと日本人との間の問題が取り上げられる事が多くなり、また地域へ及ぼす影響が強くなっている。特に愛知県は外国人居住者の中でもブラジル人の登録者数が全国で1位、しかも急増したという事でこの問題は深刻である。それに伴い異なる文化背景を持った集団がいかに「共生」する、またはできるかが問われるようになった。そこで、これらの問題を解決、改善していくにあたり地域の自治会の活動は評価に値するものがある。それは従来の自治会活動の枠を超えて、行政がやるべき仕事まで担っているのが現状である。この背景には行政が外国人を迎え入れるにあたり受け入れ体制の整備が不十分な点があり、ゆえに様々な問題を地域に投げつけたといっても言い過ぎではないと思われる。このように地域の自治会や時には市民団体が中心になり、そして先導的な役割を担った外国人対策は今後も継続するだろうと推測されるが、いつまでも行政は地域の住民に任せきりではいけない。たとえ近年の傾向が地域主導型であろうとも、行政はやるべきことをきちんと把握し、かつ実行すべきである。しかし、行政側のスタッフが実際に外国人が多く暮らす地域に生活していない為に、現実にはどういった事が問題として存在するのかを的確に判断していない事が多い。そして、外国人が多いからといって単純に外国語表記の看板を設置して、通訳の出来るスタッフを配置するといった対応だけでは問題を解決できていないのが現状なのである。いくらゴミ出しに関する看板がポルトガル語で表記されたとしても、それがブラジル人にとってわかりやすいもの、理解できるものでなくては看板の効果がないのである。つまり、問題の

実態を知らないので適切な対応が取られていないのである。また、そういった現状で地域の住民が問題を解決するにあたりどのような障害が存在しているのかさえも知らないのである。よって、本研究はブラジル人を住民として迎えるようになった愛知県の県営住宅のある地域を特に自治会長の活動を中心に考察し、今何が行政に求められているかを浮き彫りにする事を目的とする。

愛知県の県営住宅を選んだ背景にまず県内のブラジル人の増加がある。法務省入国管理局(2001)によると(表1参照)、2000年末時点で全国に254,394人のブラジル人が登録しており、その数は外国人登録者総数1,686,444人の内の15.1%を占める。中でも、愛知県は全国で最も多くのブラジル人登録者があり、47,561人のブラジル人が居住している。第2位の静岡県はブラジル人登録者数は35,959人で、愛知県とはかなりの差がある。この時点で愛知県内全ての外国人のうちブラジル人が占める割合は34.1%で、在日韓国・朝鮮人の34.2%に次ぐ。従来、日本の大多数を占めていた外国人登録者の在日韓国・朝鮮人とほぼ同じ人数のブラジル人が愛知県に住んでいるということになる。つまり外国人登録者の従来の内訳に変化が起きているのである。

表1 2000年末のブラジル人登録者数(総数254,394人中)上位6県

県	ブラジル人登録者数
愛知県	47,561
静岡県	35,959
長野県	19,945
三重県	15,358
群馬県	15,325
岐阜県	14,809

(法務省入国管理局 2001.6.13『平成12年末現在における外国人登録者統計について』

<http://www.moj.go.jp/press/>)

そして県内の県営住宅に暮らす外国人居住者の中でもブラジル人は多く居住している。平成8年の公営住宅法改正以後¹、彼らの県営住宅への外国人の入居者は増加し、2001年9月1日現在の県内総入居戸数56,403戸の内、全体の5.9%を占める3,332世帯のブラジル人が暮らしている(愛知県営事務所 2001)。これは一年前の2000年8月時点の入居比率5.3%、そして2,995世帯数を上まっている。つまり、県営住宅に多くのブラジル人が生活し、それはさらに近年増加の傾向にあるという事である²。よって、これらの状況をかんがみ、実際にブラジル人が多く住み、またその影響で変化の起きている県営住宅という地域社会を考察の対象に選んだ。そこで、ブラジル人住民に対して積極的な取り組みを行っている西尾市の県営緑町住宅において、自治会活動を中心とした地域の取り組みに関するヒアリング調査を試みた。

調査対象地

愛知県西尾市には緑町住宅以外にも県営住宅はあり、ブラジル人居住者も暮らしている住宅はある。ではなぜ緑町住宅かというと、2001年9月時点のデータから愛知県内の県営住宅に暮らす外国人入居者が30世帯以上の住宅31のうち、ブラジル人入居者の比率が最も高いのはこの緑町住宅の44.3%である（愛知県営事務所 2001）。緑町住宅の全体管理戸数が85戸（2001年8月現在79戸入居）で、他の住宅と比べると規模は小さいものの、ブラジル人入居比率は県内トップである。また西尾市内にある他の6つの県営住宅のうちC住宅は緑町住宅より規模もブラジル人入居戸数も約2倍で多いが、総入居戸数に対するブラジル人入居戸数の比率はやはり緑町住宅の方が高い³（表2）。

表2 西尾市内の県営住宅における外国人世帯

住宅名	管理戸数	入居戸数	外国人入居戸数	外国人比率%
A	72	69	3	4.34
B	120	119	11	9.24
C	278	176	64	36.36
D	60	56	18	32.14
緑町	85	81	37	45.67
E	72	69	6	8.69
F	39	36	3	8.33
計	726	606	142	23.43

2000.9.16 現在

（西三河住宅管理事務所）

このようにブラジル人居住者が増加するにあたり、従来の自治会活動、またはもう一つ大きな枠の町内会活動ではカバーできない部分が増加してきた。しかし、これをブラジル人住民と日本人住民の溝に発展させてはいけなく、逆に、同地域を特色ある地域作りへと生かしていこうと自治会が中心となって取り組んでいる。つまり、問題は多いがそれらを解決しようと地域が取り組んでいるのである。そして、緑町住宅はブラジル人住民との取り組みに関して西尾市内の他の県営住宅にとって先導的な役割を果たしていることから、当地域の調査を参考にする事により他の県営住宅にも調査から得られた知見を応用できるのではないかと考えている。

では西尾市と緑町について少し概況したい。まず西尾市は愛知県の南東部、名古屋市から約35kmの所に位置する。昭和28年の市制施行当時の人口は32,523人で、その後着実な伸びを示した（西尾市役所）。1999年9月30日現在は99,593人で、その内訳は男49,972人、女49,621人である。世帯数は29,772で1世帯あたりの平均人数は3.35人である（全国市長会 1999）。人口の増加は町村合併、企業立地によるものと土地区画整理事業などの推進による住環境の整備が大きな要因となっている。また外国人登録者数は1998年10月1日現在で総世帯数は1,108世帯で、

総数2,289人が西尾市内に居住し、1994年の10月時点の1,687人から着実に増加している（表3）。主な産業と特産物は抹茶生産、植木、花きなどの園芸栽培、そして自動車産業、鋳物産業、綿織物である。特に抹茶（てん茶）の西尾市の生産量は全国生産量の約35%を占める日本一であり、洋らんにおいては全国の出荷量のうち愛知県は約31.3%をしめ、そのうち西尾市は24.0%を占める。

表3 西尾市の外国人登録者数の移り変わり

年	世帯数	総数	男	女
平成6年（1994）	772	1,687	906	781
平成7年（1995）	806	1,776	931	845
平成8年（1996）	879	1,923	1,035	888
平成9年（1997）	1,077	2,213	1,212	1,001
平成10年（1998）	1,108	2,289	1,264	1,025
平成11年（1999）		2,226		

各年10月1日現在（平成11年は9月30日のデータ）

（西尾市市民課（筆者加筆1999年分））

次に西尾市の国際交流だが国際交流事業としてまず第1に挙げられるのが、1993年12月にニュージーランドのポリルア市と姉妹都市提携が結ばれた事である。両市の市民や学生の定期的な訪問団の派遣が行われ交流がされてきている。また西尾市国際交流協会は平成6年に設立され、国際ボランティア活動への協力、ポリルア市に親善訪問団員の派遣、ホームステイの受け入れなどの活動を行ったり、異文化理解講座や日本語講座も開催している。また、西尾市としては「第5次西尾市総合計画 1996～2005」で国際交流を掲げているが、それは「外への国際化」、それも西洋に傾いた国際交流が中心で、西尾市に在住する外国人に対する「内なる国際化」のための活動はほとんど触れられていないと言っても過言ではないだろう。

次に緑町住宅についてだが、同住宅は昭和56年に建てられた管理戸数85戸の5階建て中耐構造の集合住宅が3棟並ぶ小規模の団地であり、名鉄西尾蒲郡線の桜町駅から徒歩で2～3分のところに位置し、駅前には交番、JAコープや信用金庫などがあり、住宅から徒歩20分以内に保育園、小中学校、高等学校がそろっている。そして市役所や図書館などがある市内の中心部へも車で約10分程度という比較的便利な場所に位置する地域である。こういった住環境の中、緑町住宅では近年増加するブラジル人住民に対してどのような対応を取ってきたのであろうか。対応の中心となる自治会長の取り組みを見る前にまずはその姿勢を見てみたい。

取り組みの姿勢

自治会長は地域には昔ながらの「むこう三軒両隣」の精神で、隣同士で助け合うことが非常に重要であると認識し、そういった助け合いを地域に復活させること、またそれをブラジル人

住民に対しても応用する事を熱望している。つまり、自治会は従来の「国際交流」のような「仲良し」だけではなく日常生活に密着した誰もが参加出来るような活動を目指している。そして問題が存在している以上、それらが解決されるようにうわべだけの活動ではなく内容を充実させる事にも心掛けている。また、これらの問題は外国人が来る前からの地域の問題で、つまり外国人の問題というよりは地域や自治会の問題であると考えている。そして相手が何を考えているのか、日本や地域が彼らを受け入れるためにどうしたらいいのかを両側から勉強せねばならない必要性を感じている。そのためには、まず地域の人に問題の本質に気づいてもらうことが大切であると考えている。同時に、自治会を先頭に日本人住民はブラジル人住民に県営住宅、そして日本での生活の方法を教える必要が大きいと考えている。つまり、ブラジル人だけにいろいろな事を求めるのではなく、日本人側も出来る事を考えなければ受け入れの体制を築く事はできないと考えるのである。しかし、実際には日本人住民の中にはブラジル人に自分達の生活が脅かされていると考える人がいたり、偏見や差別もまだ根深く存在しており、日本人側の改革も困難であるのが現状である。よって、祭りなどの「交流」だけでなく生活をベースにした従来の「国際交流」を越えなければならないと考えている。また、県営緑町住宅が所属する町内会には県営住宅の他に民間アパート、地元一戸建て、派遣業者による寮として使用している外国人専用アパートが入っているが、ブラジル人住民を抱える県営住宅だけや派遣業者のアパートだけといった様にどこか一つの組織だけが取り組みを積極的に行っても問題は解決しないだろうと考え、県営住宅という枠を超えて取り組む姿勢を掲げている。

また、会長がブラジル人住民と接する時の基本的な姿勢は「相手の立場に立って考える」ことで、たとえ問題が起きたとしても、なぜそのような事が起きたのかという原因を常に考えるそうである。例えば、あるブラジル人住民が道端で車の修理をしていて邪魔だという苦情がある。苦情を言う人の言い分としては、「なぜ道端で修理をするのか。非常識ではないか。」というものであるが、会長はなぜブラジル人が道端で車を修理しているのかを考えるという。彼らには修理の出来る十分な駐車場のスペースがなく、またどこに行ったら修理の出来る場所があるのかといった事を知らないから道端で修理する結果になっているという。つまり、日本人なら大体は修理を自分ですることなくガソリンスタンドや修理をしてくれるショップに持っていくたり、ショップで自分で修理するが、ブラジル人住民の中には大切に車を扱い、それゆえ自分で修理をする者が多く、しかしそういった場所がどこにあるのかを知らなかったり、知っていたとしてもブラジル人という事で貸してもらう事が困難であるという。ただ苦情を言う人のように非常識だから道端で修理をしているのではなく、何らかの原因があるという事である。しかし、だからといって現実に道端で修理をすれば他の人の迷惑になり、交通の邪魔にもなるのでそれが良いとは言えないが、日本人から見たら非常識に見える行動でもそれなりの背景があってそういった行動に結果としてなっている事が多いと会長は感じている。よって、なぜ問題行為が起きるのかその背景を理解しない事には問題そのものは解決できないと考えているのである。では、以上のような取り組み姿勢を持つ中、実際にどのような取り組みを行っているのかを見てみたい。

緑町の取り組み ―自治会活動を中心に―

緑町住宅の住民により構成される県営緑町住宅自治会の活動を2001年5月から9月現在までの計13回にわたり会長からヒアリングを行った。会長の話によると、緑町住宅に居住するブラジル人住民のほとんどは自動車メーカーの関連企業で働いており、ブラジル人だからといって入居する棟や部屋のコントロールは一切行われていない。彼らの入居が急増した当初、日本人住民からは「車の騒音、夜間の話し声がうるさい」といった苦情が相次ぎ、こうした苦情に対して、会長は「ポルトガル語会話集」を片手にブラジル人住民の元へ出かけて共同生活をする上でのルールの説明をし、知らないことがあったら教えるなどした。自治会の仕事といっても定期的な行事参加や会合出席のみならず、昼夜を問わずブラジル人住民からの相談事を受け、日本人住民からの苦情に対応し、さらに、いかにブラジル人住民も日本人住民も暮らしやすい生活を送れるか、両者が仲良く出来るかといった事について文字通り体がポロポロになるまでがんばっている、という姿が見られた。会長の仕事内容は本当に想像を絶するものである。

まず、自治会活動として行っている事は何かを答えるには大変な困難が生じる事を先に述べておく。というのは、地域に増加するブラジル人住民との相互理解を深め、より住みやすい地域を作るために会長が中心となり自治会活動の枠を超えた活動を実行するため、「外国人との共生を考える会」⁴（以下「共生を考える会」と呼ぶ）を設立し、どこまでが自治会の仕事で、どこからが「共生を考える会」なのかの線引きが非常に難しいのである。また、自治会だけでなく町内会として取り組んでいる活動もあり、一つの組織だけで活動の全てが計画され実行されているというわけではないのである。よって、ここでは会長が関わっている活動を会の区別なく把握してみたいと思う。また、組織とは別に会長が個人的に関係している事も把握したい。

まずどういった活動をしているのかというと大変様々である。例えば、緑町住宅には手書きのポルトガル語でかかれたゴミ出しに関する看板がゴミ収集場に立てられている。これを設置するのにまずポルトガル語に翻訳してくれる人を探す。翻訳してもらったら材料を購入し、看板を作り設置する。また、自治会の掲示物や回覧版なども随時ポルトガル語に翻訳する。随時という事がいかに大変かは想像に難くない。筆者は中部地域のいくつかの県営住宅をまわり、自治会関係者から外国人に関する取り組みについて話を聞いたが、自治会が直接、そして随時掲示物や回覧版を翻訳しているところは皆無であった。大抵は日本語の回覧版にふりがなを付けるだとか、分からないところがあればブラジル人が知人や会社関係者に尋ねたり、または分からないままにしている。しかし、緑町住宅では自治会が翻訳したものを掲示・回覧しているのである。これには会長の日ごろのブラジル人住民との交流から翻訳してくれる住民を確保する事が前提にあり、この人員の確保については会長の個人的な付き合いから得た信頼と、ブラジル人住民の理解による成果だと思われる。筆者が度々会長宅にお邪魔している時、翻訳を担当しているブラジル人住民と何度となく顔を合わせ、翻訳内容について会長と打ち合わせをしている姿を見かけた。ブラジル人住民にとっても住み良い生活を送って欲しいという会長の

熱意が翻訳スタッフにも通じているようであり、よって彼らから多大な協力を得る事ができるのではないと思われる。

また、緑町住宅が所属する町内会と自治会とが合同してゴミ分別についての説明会をポルトガル語の通訳を交えて開催し、今年で4回目を迎える。簡単に「町内会と合同して」と述べたが、これもとても大変な事である。外国人住民をめぐる県営住宅の問題は住宅内で解決すべきだという姿勢が県営住宅以外の住民から見られる事が多い。例えば住宅の外の人には「自分たちは関係ない」、「お宅は大変だね」といった言葉が出る中、町内会と合同ということは町内会側にも現状に対する認識や理解が強く、またそれを可能にさせた自治会長の町内会への働きかけが大きかった事が予測される。この説明会には緑町住宅のブラジル人住民のみならず、先に述べた近くにある派遣会社の外国人専用の寮に暮らすブラジル人住民も参加しており、会長の仕事は自治会内にとどまっていない。説明会には行政の支援も呼びかけ西尾市から職員と通訳が出席し、会長も市指定のゴミ袋を片手に説明に加わるのである。また、生活に関する指導だけでなく日本人住民とブラジル人住民の交流を図り、親交を深めようと自治会がクリスマス会を企画・実行し、両国の住民が約半分ずつ200人程が参加した事もある。そこではブラジル人住民に協力してもらったブラジル風のケーキを楽しんだり、日本のもちつきを試したりするブラジル人住民の姿もあった。

他にもバーベキュー大会などがあり、最近では「共生を考える会」の設立総会でのパーティがある。このパーティでは子どもと大人を含め100人以上が参加し、会長の呼びかけに協力したブラジル人住民によって作られたブラジル料理を参加者は楽しんだ。準備するスタッフはブラジル料理という事もあるせいか、大半がブラジル人住民で行われており、台所では女性がサラダや揚げ物料理を担当し、その傍らには男性も揚げ物の下準備をしている姿が見られた。外では男性が大きな網の上で肉を焼いて、その焼けた肉をパンにはさむ女性や子ども、男性の姿があり、皆汗だくで料理を作っていた⁵。日本人住民の多くは総会の準備にあたっており、料理をブラジル人住民と共に準備している人はわずかであったが、皆が朝早くから協力してパーティの準備をしていた。また他にも日本人住民とブラジル人住民の交流をより図るために、町内や市内で行われる催し物には積極的にブラジル人住民の参加を呼びかけている。例えば、西尾市の夏祭にはブラジル人による「踊り連」を形成するため呼びかけて祭りに参加した。また、町内で行われる町内会祭にもブラジル人住民によるブラジルの踊りの披露やブラジル料理や飲み物の出店を計画している。このような交流活動は華やかで楽しいが、それ以外にも日常生活に関わる様々な相談事が会長に持ち込まれ、それらへの対応に追われている事の方が実際は多い。次に日常生活に会長がブラジル人住民とどのように関わっているかを考察したい。

まず、先にも述べたが翻訳関係においては回覧版や掲示物以外に、現在は医療に関わる翻訳を行っている。ブラジル人住民からよせられる相談に、日本語が分からないため市民病院に行ってもどこに何があるのか、どうしたらいいのか分からないというのがある。そこで病院内の案内図や医療関係の用語を翻訳しており、最終的には作成した翻訳資料を病院へ配布する事を考えている。本来ならば病院側が患者への配慮として外国語の表記をするだとか、言葉の出来る

スタッフを確保するべきである。実際にそういった配慮がされている病院も西尾市の近隣では存在しているので、今後行政が積極的に関わりを持ってくる事に期待したい。

また、日本の学校に子どもを通わせるブラジル人父母にとって日本の学校のしくみを理解すること、学校から配布される書類を理解する事が大変困難であるという。よって、会長の所へ相談に来るブラジル人父母がおり、会長は学校関係の用語がポルトガル語で書かれた本を片手に彼らに時間割の読み方や持ち物などについて説明しているのである。これは学校の受け入れ体制が不十分である事の表れの一部である。学校側が最初に一人のブラジル人を受け入れた時に、それをきっかけとして受け入れの体制を整える努力をもう少しするべきではないかと思われる。そして、学校側もブラジル人生徒を受け持つ教師に全ての対応を任せようとするから一教師ではできない事がたくさんあり、そのしわ寄せが生徒である子どもたちに行っている様に見受けられる。よって、学校は全体の組織としてブラジル人の受け入れ体制を整える事が非常に重要で、かつそれは早急に求められている。また、ブラジル人の父母の中にはブラジルの教育システムと日本のそれを同様に考え、子どもを住んでいる学校区以外の自分たちの好きな学校へ入学させる事が出来ると思っていた者がおり、実際に行けない事が判明して困った時も会長はその父母から相談され、学校区内の学校へ入学する手続きに走り回った事がある⁶。

その他の学校・教育関連では、あるブラジル人の不登校生徒について会長のところへ学校からの問い合わせがあったという。同生徒と連絡が取れないがどうしたらよいかという相談を教員から持ち込まれたのである。ちなみにその不登校生徒は緑町住宅の住民ではなく、同住宅に友人がいるので遊びに来ていた事がある、という程度の関わりである。よって、不登校生徒について、ましてや住宅に暮らしていない者についてまでも学校関係者は会長に頼り、相談に来るのである。そこには教育者としての責任のかけらも見られないと思われる。また、学校関係者は自らが調査しようとせず、会長に地域のブラジル人の子どもたちが何人程ブラジル人学校に通っているのか教えて欲しい、とたずねてきた事もある。これは日本の公立学校に通っていない児童・生徒数の確認という事で、本来ならば教育委員会の仕事であり、率先して現状把握に努めるべきところを地域の住民にたずねているという有り様である。ブラジル人が多く暮らす近隣の市ではそういった事を行政レベルで把握しているところもあり、西尾市がこの点について遅れている事は否めないにしても、全国で一位のブラジル人登録者を有する愛知県として、県レベルで統一した対応を早い時点で取っていれば学校関係者が住民にたずねるといった事は避けられたのではないかと思われる。

上記のように父母からの相談事が多いため、会長はブラジル人父母を集め彼らがどういった事に困っているのかなどを聞いた。そこでは子どもの持ち帰る宿題の日本語がわからないので教えてあげる事ができないといった学習面での悩みから、PTA 活動の理解が出来ていない事、また、運動会の当日はブラジルのように子どもは親と一緒にいくものと思っていたら子どもが運動会に遅れてしまった事に見られるような学校のしくみの理解不足についてなど様々な悩みや問題点があげられた。このミーティングから会長はいかに父母たちが子供の学習に関して悩み、システムへの理解が薄い事を知った。そこでせめて父母同士のネットワークを作り、知っ

ている親が知らない親に教える事が出来るようにとブラジル人父母の連絡網を作成した。このようにブラジル人側のネットワーク作りにも気を配っているのである。

住宅の環境という点では、やはり違法駐車の問題がある。9年前に自治会長に就任して真っ先に取り組んだのは駐車場の確保であった。まずは地主と交渉し駐車場を整備してもらったのである。また、自治会としてではなく個人的に会長が駐車場の管理人になるという事で民間の駐車場をブラジル人住民のために確保したのである。これには駐車場を外国人に貸したがない地主が多いという事も背景にあった。つまり地主は「外国人は信用できない」ことから、外国人に駐車場を貸さないのである。当時、整備されて1年ほど経過しても全く契約する人がいない駐車場があり、会長が個人的にブラジル人が借りられるように地主と交渉し、駐車場の契約から解約などの管理人としての任務を一任したところ、1ヶ月もたたない内に全スペースが契約されたという事があった。後で、さらに数台が契約できるように工夫した程、借りたいブラジル人が多かったのである。別の地主とも同様に駐車場の管理人として中間に立つ事によって駐車場を確保し、現在では合計32台の駐車場を全くの無償で管理しているのである。このように、ブラジル人住民にとっては駐車場さえ日本人である会長を通さねば借りられないほど困難なのである。よって、違法駐車問題というとブラジル人が駐車場契約を結ばないので彼らの責任不足だと安易に結論を下す事に留意する必要性を会長は強く訴えていた。いかに地域の日本人住民がブラジル人に対して偏見を抱き、それが差別へとつながっているかを会長は感じているのである。また、会長は駐車場を確保して提供するだけでなく、今後のために車の保険に加入する事も進めているという。ただ違法駐車問題を解決するだけでなく、もう一歩踏み込んだ対応をしている点が見受けられる。そこには親身になってブラジル人住民と接する会長の姿が垣間見られた。

また、会長はブラジル人住民が増加するにあたって顕在化した住宅の問題を住宅だけの問題として捉えず、一つの住宅だけが変わるのではなく地域全帯、または市や県全体がブラジル人をはじめとする外国人を受け入れるための基盤作りをする必要性を外部に常に発信している。つまり、一人でも多くの人に現状を知ってもらい、改善して欲しいと願っているのである。そのために、また、同時に地域活動の活性化のために市や県、または民間団体が開催する催し物や勉強会、イベントには積極的に参加している。例えば、西尾市が市民中心の町づくりを目指し、そのために活動する市内の市民団体に助成金を交付するという企画があり、「共生を考える会」は一人でも多くの市民に緑町住宅の問題や取り組みについて知ってもらう事を願いながら参加した経緯がある⁷。また、同様に外部への発信として有効な手段である映像を通して受け入れ整備の必要性などに関心を高めてもらおうと、2001年ボランティア国際記念イベントの映像交流祭に緑町の様子を外部に発信しようと試みている。

また、正確には外部というわけではないが、県営住宅という性格から大家である県へも緑町住宅を始め多くの県営住宅が外国人の居住にあたって生じてきた問題への改善を求める要望書を度々提出している。県は大家ではあるが実際に住宅で生活を送っていないがために見えてこない問題点などがあり、これらを知らせると同時に、問題への対応を求める声を発信している

のである。しかし、現状は何度要望書を提出してもこれといった対応がなされておらず、県による早急な対応を住民は期待している。

他に個人的な相談事も頻繁に存在する。例えば、あるブラジル人住民が母子家庭の認定を受けるために所定の手続きを行おうとしたが、その手続きが困難であるため会長に相談し、会長は仕事を休んで名古屋市にあるブラジル領事館へ、また行政の担当窓口へ一緒に提出に行った事がある。そのブラジル人住民は普通に会話するのには問題のない日本語能力を持っているが、もちろん読み書きの能力の壁もあるだろう。それゆえに手続き自体が困難であると思われるが、手続き先の窓口の対応にも問題があると言われている。窓口で対応する者が偏見の目で見たり親切に対応してくれなかったりなど、一人では無理があったようである。会長としては一人でやれずに困って自分を頼ってきた人をほかっておくことができないと感じたり、常にコミュニケーションを取っている人と、困った時だけそっぽを向くといった事はできないという気持ちから、仕事を休んでまでも手伝っているそうである。これも本来ならば行政の窓口で誰でも手続きがとれるような対応策を取っていれば地域の自治会長がここまでしなくてもすむのではないだろうか。また、ただ対応を新しくすればいいという問題ではないようである。というのは、職員の中にはまだブラジル人住民を偏見の目で見える人がいるようで、受け入れ体制を整備していないという組織の壁以上に心の壁が存在するようである。

上記の事のみならず、会長は日ごろ道で会うブラジル人住民には子どもであろうが大人であろうが必ず声をかけたり、苦情の際には出向いて注意や説明を行うという事などは日常茶飯事である。筆者がヒアリングのために会長宅にいる時も度々苦情があり、例えば違法駐車に関する苦情があった時は車の所有者に車を移動するように電話で連絡をしていた。こういった事は一日中ひっきりなしに起きているそうである。

地域が直面する困難と行政に求められる事

以上に自治会活動を中心に地域でのブラジル人住民に関する取り組みや対応を考察した。次に、ブラジル人住民と共に生きていくために取り組むにあたってどのような事を困難に感じているのかを拾いあげ、そこから行政に求められている事を考えたい。まず、自治会レベルで対応するにあたり一番の障害は活動するスタッフを確保する事である。翻訳などの専門的な知識を持ったスタッフを確保する事の難しさに加えて、多大な時間を提供できるスタッフを得るという事には限りがある。よって、行政が翻訳サービスなどをもっと提供すれば、地域や自治会にとって翻訳スタッフの確保に困る事はなくなるのではないだろうか。また、その翻訳されたものを一部の地域や組織だけが使用するのではなく、他でも利用できるように行政側が翻訳するだけでなく、そのデータを管理して他にも提供し、翻訳を必要とする全ての人の中で共有できればよいのではないだろうか。そうすることによって、それぞれの団体が翻訳に奔走せずに、しかし様々な情報を手に入れる事が出来、活動にとって大変メリットがあると思われる。

また、学校や病院など生活に密着した機関での多言語サービスが充実していないために住民

からの相談も多い。しかし、これらの分野は言語というものに加えて専門的な知識という壁が立ちばかり、対応が困難な事が多い。よって、これらの機関が早急に専門知識の備わった多言語サービスを行う事が求められている。また、ブラジル人住民は日本の学校の仕組みを理解していない者もあり、学校側からの説明会、もしくは懇談会のようなものを開く必要がある。現にブラジル人生徒を多く抱える他市の学校ではそのような事を行っている所もある。また、そのやり方に工夫をしている所もある⁸。先に行政による翻訳内容の管理そして他団体との共有という事を提案したが、これは学校関係の活動内容にも応用される事で、学校で説明する内容などはどの学校も似たようなものと予測される事から、学校同士が情報や翻訳物などを共有できれば時間や労力が節約される事はもちろん、教員同士のつながりもでき、意見の交換などにより外国人生徒に対する対応に関して研究が出来ると思われる。よって、県が大元となって外国人生徒に対する対応を統一し、翻訳や情報などの管理をするべきである。同時に、学校側も担当教師一人に任せるのではなく、学校全体として取り組むべきである。

日常生活に関する相談事は後を絶たないが、これには地域の住民として支援できる事には限りがある。やはり、対応先の行政の窓口で通訳サービスを付け、またそのサービスも型にはまった、ある特定の時間帯だけや、限られたサービスの内容から脱するべきである。確かに言葉の出来る窓口の担当者は通訳や翻訳をしてくれるが、問題そのものを解決してくれたり、本当に困っている事を助けてくれないといった事を聞くので、そのあたりのサービス内容の変更が求められている。例えば、担当者が書類を翻訳してくれその内容は分かっても、記入にあたり日本語が書けないが担当者はそこまで相談に乗ってくれないという事に見られるように、ただ多言語によるサービスを提供するだけでは問題の解決にはつながらないという事である。

また、窓口のサービス内容の拡大に関連して、そこで対応する職員の異文化への理解を養う研修が大変必要であると思われる。ブラジル人住民がいくら日本語に堪能で窓口で手続きをする事ができたとしても、担当者の冷たい視線や差別的な待遇を受けていたら、出来る事もできなくなってしまう。よって、誰もが異文化に対する理解を少しでも高めるべきで、それを行政は研修という形で全ての職員に受けさせるべきである。同時に、職員の心の壁が低くなり住民に対するサービスが改善されたとしても、日ごろ地域で生活を共にする人たちが心の壁を高く持っていたら問題は解決しないので、職員のみならず一般の住民をも巻き込んだ異文化理解の研修や講座などを行政が担当して企画し、市民に学んでもらうべきである。このような啓発活動は人間の内面的な事なので制度を改善する事より難しいかもしれないが、住民が変わればたとえ制度的に困難な状況でも彼らの中に理解する者が増えて助け合う事が出来、結果として制度上の困難を克服するのではないと思われる。

最後に、外国人住民の増加によって顕在化した問題は、彼らが暮らす住宅や地域だけが解決出来る事ではなく、地域が一丸となって、または市や県が一つになって彼らを受け入れる整備を充実しなければ、問題はいつまでたっても解決しない。よって、住宅の自治会活動だけでは全く何の解決にもならない事を地域、市、そして県が認識し、それに対する行動を早急に取る事が求められている。

おわりに

自治会活動を中心に会長の活動内容を考察したが、いかに小さな相談事から大きな事に奔走しているのが明らかになった。本来ならば行政や大家である県、または学校関係者などが自分たちの持ち場を責任を持って対応していれば自治会長がやるような事ではないと思われる事が幾つもあった。現状は一团地内に社会のひずみとでも言おうか、それぞれの組織の不十分な対応のしわ寄せが来ている感がある。西尾市近隣のいくつかの市でもブラジル人に代表される外国人住民を抱えるところはいくつかあるが、その中には彼らへの対応を取っている所、また反対を取っていないところもある。つまり、あるところで対応を取っているのなら他の所でも取れない事はないのではないだろうか。前例がないとか、予算がないなどといった理由が聞こえてきそうだが、今後も外国人住民が増加すると予測される中、従来の受け入れ体制を維持していたら問題が悪化する事はもちろんの事、悪化すればする程その対応がさらに困難になるのではないだろうか。もう既に困難な状態である地域もあり、そういった地域をこれから増やさないと最も求められていると思われる。そのためにも早急に受け入れ体制を整備する必要がある。

外国人住民にまつわる問題は日本社会や地域社会にもともと存在していた負の部分外国人住民を受け入れる事で明るみに出たと思われる。会長が度々「外国人が増えた事が問題の原因ではなくて、外国人が地域に来る前からの問題が外国人増加と共に一層顕在化し、大きくなってだけである」と口にしてはいたが、まさに今まで目をつぶってきた負の部分に目をむけ、建て直しをはかり、心の壁を取り壊し、私たち自身が自分自身を、そして私たちの地域や社会を見詰め直す時が来たのではないだろうか。行政の改革はもちろん、日本人の心の改革を目指すにあたって、どういった事が必要なのか、または改革を困難にさせている要因は何であるのかを明らかにする事を今後の課題として挙げておきたい。

引用文献

- 愛知県営事務所 2001.8.1【県営住宅外国人入居状況】
 西尾市市民課【西尾市の外国人登録者数の移り変わり】
<http://www.ijnet.or.jp/nishio/cityhall/outline/index/html>
 西尾市役所 <http://www.ijnet.or.jp/nishio/cityhall/>
 西三河住宅管理事務所 2000.9.16【西尾市内の県営住宅における外国人世帯】
 法務省入国管理局 2001.6.13【平成12年末現在における外国人登録者統計について】
<http://www.moj.go.jp/press/>
 全国市長会 1999【都市人口の概況 一住民基本台帳人口による一】
<http://www.mayors.jp/research/jinkou/>

注

- 1 昭和26年「公営住宅法」は制定され、新たな時代を迎えた平成8年に改正、10年に施行された。改正の大きな内容は、高齢者や障害者への入居条件が緩和され、反対にそれ以外の世帯には収入基準が厳しくなっている。また、この改正により民間住宅の買い取りや借り上げ利用も可能になり、更に広く住宅を供給できるようになった。
- 2 愛知県全体の統計が無いため県内のブラジル人のどれくらいの割合が県営住宅に暮らしているかはわからないが、決して県営住宅に集中しているとは言いがたい。1998年に丹野によって行われた調査では（丹野清人 1999「在日ブラジル人の実像—工場労働者の生活と将来設計を中心に—」【トランスナショナルな環境下での新たな移住プロセス—デカセギ10年を経た日系人の社会学的調査報告】梶田孝道研究者代表 科学技術振興調整費 総合研究「人間の社会的諸活動の解明・支援に関する基盤的研究」における【トランスナショナルな環境下における文化的供創に関する研究】報告書）愛知県と静岡県に集中する中部地域の日系人労働者2,054人の解答者の内66.4%が現在の住まいとして社宅を選び、30.1%が個人で借りていると答えた。県営住宅に住んでいる割合は30.1%の内どれくらいかはわからないが、6割以上の者が社宅に暮らすことから、県営住宅に彼らが集中しているとは言いがたい。よって、ブラジル人の多くは県営住宅ではない会社が関わる住まい、特に社宅に暮らしていると言っても過言ではない。しかし、ブラジル人住民と日本人住民との問題が顕在化または悪化している地域は会社からの管理を離れ、自らの意志で選んだ県営住宅の場合が多い。つまり、会社の関わる住まいでは会社がかかなり関与していて、自治会活動に参加することも少なければ、問題が起きても会社の関係者が対応に出て来るという点で、一般の日本人住民との接点が非常に希薄な点がある。反対に、県営住宅に暮らすブラジル人の方が日本人住民との接点が多く、また地域社会の一住民としての取り扱いが重視され、それゆえ地域での問題点が浮き彫りにされやすいのかもしれない。よって、決してブラジル人の大半が県営住宅に暮らしていると言うことではなく、それは近年増加の傾向があり、また問題が生じているのも県営住宅が多く、それゆえ、日本人住民とブラジル人住民の関係を考察する上で県営住宅という調査対象地は大変重要である。
- 3 ブラジル人以外にも外国人入居者はいるが、緑町住宅を含むこれら7つの住宅においては外国人入居者とはほとんどがブラジル人を指す。1年後の2001年9月1日の外国人世帯の内訳は緑町住宅ではブラジル人35世帯、ペルー人1世帯、中国人1世帯、そして韓国人が1世帯である。ブラジル人入居率第2位のC住宅にはブラジル人69世帯、ペルー人4世帯が住む。
- 4 「外国人との共生を考える会」は2001年7月22日に緑町住宅周辺の地域に外国人居住者が増加するにあたり、地域に根ざした国際交流と多文化が共生できる住み良い町づくりを目指して設立された市民団体である。「共生を考える会」は日本人、ブラジル人両国からのスタッフによって構成され、個人として参加する市の職員や、市会議員、ボランティア、子供会関係者、派遣会社スタッフ、住宅関係者、小学校関係者など、様々の分野から役員や会員としての参加を得ている。2001年7月末現在で個人会員44名、団体会員9団体の会員の参加があり、今後の活動としてブラジル人の子どもと大人の日本語を含む教育支援を計画している。
- 5 筆者もパーティの準備に参加し、言葉が通じない時は日本語のわかるブラジル人住民が通訳をしてくれたため一緒に作業をする事が出来た。何の料理を作っているのかわからない筆者にブラジル料理の説明をしてくれた年配の女性がいた。パーティには両国の住民や地域の人が参加していたが、言葉のせいか同国の人と固まっている人たちが多く見受けられた。しかし、日本語の話せるブラジル人住民は日本人住民と

も話をしている光景が見られた。

- 6 ブラジル人にとって日本の学校の仕組みは知らない事が大変多く存在するようである。こういった状況を会長はブラジル人父母から聞き、また相談されるため、彼らの子どもが多く通う小学校の関係者と何度も話し合いを行っている。しかし、これといった改善は現在のところまだされていないようである。
- 7 この企画は市民と審査員による公開審査の結果、支給団体が決定された。参加団体16団体のうち、「共生を考える会」はブラジル人住民と共に分別ゴミについて取り組むという計画を発表した。審査の結果、「共生を考える会」には助成金が支給される事が決定された。この助成金は分別ゴミの促進と、両住民の交流の活動に使用される予定である。
- 8 豊田市のブラジル人生徒が多く学ぶ学校では、普段なら平日の午後に行う保護者会を、両親が働く場合が多いブラジル人保護者の為に夜に行ったところ、参加する保護者の数が以前より増えたという。このような柔軟な対応によって、保護者会本来の意図が達成できたと思われる。このような外国人生徒、または彼らの保護者に対して柔軟な対応をとっている学校がある中、全くそうでない学校があるといったように、学校によって対応が違い、またその違いによって生徒自身に害があるような教育体制から脱する為に、やはり県が統一した対応をとらなければならないのではないだろうか。